

厚労省 介護報酬改定に関するQ & Aを発売

厚生労働省は3月23日、「平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1)」を発売し、改定後の介護報酬の算定について、具体的な説明を加えました。いくつか抜粋して紹介します。

【福祉用具貸与】

(問) 機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は、一つの商品の提示で良いか。

(答) 例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択により適合する付属品が定まる場合等は、差し支えない。

【介護老人福祉施設】夜勤職員配置加算(ロボット)について

(問) 最低基準を0.9人上回るとは、どのような換算をおこなうのか。

(答) 月全体の総夜勤時間数の90%について、夜勤職員の最低基準を1以上上回れば足りるという趣旨の規定である。具体的には、1カ月30日、夜勤時間帯は一日16時間であるとする、合計480時間のうちの432時間において最低基準を1以上上回っていれば、夜勤職員配置加算を算定可能とする。

(問) 入所者数の15%以上設置ということだが、見守り機器を設置しているベッドが空床であってもよいのか。

(答) 空床は含めない。

(問) 見守り機器は、どのようなものが該当するのか。

(答) 個別の指定はなく、留意事項通知で定める機能を有するものが該当する。例えば、平成28年度補正予算「介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業」で実証を行った機器のほか、訪室回数の減少、介助時間の減少、ヒヤリハット・介護事故の減少等の効果が期待できる機器が該当する。

介護老人福祉施設等は、訪室回数や介助時間の減少等の実証効果を製造業者等に確認するとともに、少なくとも9週間以上見守り機器を活用し、導入機器を安全かつ有効に活用するための委員会において、ヒヤリハット・介護事故が減少していることを確認し、必要な分析・検討等を行った上で、都道府県等に届出を行い、加算を算定すること。

※9週間については、少なくとも3週間毎にヒヤリハット・介護事故の状況を確認することとする。

なお、見守り機器をベッドに設置する際には、入所者のプライバシーに配慮する観点から、入所者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ること。

【居宅介護支援】

(問) 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)において、他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施することが要件とされ、解釈通知において、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに事例検討会等に係る次年度の計画を定めることとされているが、平成30年度はどのように取扱うのか。

(答) 平成30年度については、事例検討会等の概略や開催時期等を記載した簡略的な計画を同年度4月末日までに定めることとし、共同で実施する他事業所等まで記載した最終的な計画を9月末日までに定めることとする。

なお、9月末日までに当該計画を策定していない場合には、10月以降は特定事業所加算を算定できない。